

新潟大学の教育改革：新学士課程教育の構築

新潟大学 副学長

大学教育開発研究センター長 濱口 哲

新潟大学は「自律と創生」を全学の教育研究の理念に掲げ、自立した創造的学習者を育成することを目指した教育を行っています。自立した学習者とは、①学習の目的・目標・プロセスを自ら計画し、②これを実行し、③成果についての客観的省察を加えながら学習目標を実現することができる者、のことをいいます。21世紀は知識基盤社会であると言われます。そこでは、知識がグローバル化するとともに、その知識は単に増えていくだけでなく、パラダイム変換を伴いながら変転していくとされています。そして、性別や年齢を問わない参画が進むことも想定されています。もちろん、本当にそのようになるかどうかは分かりませんが、もし、そのような社会が出来たあかつきには、そこで生きる人は、“生涯学び続ける人”であることが今以上に要求されることとなります。つまり、知識基盤社会で活躍する人材の資質として、自立した学習能力が要求されており、その観点から見ると、本学の教育の目的は、21世紀の日本で真に創造的に活躍できる人材を送り出すことに置いていることを意味します。現在進めている本学の教育改革は、この理念を実現する方策を模索するものということになります。

これまでも教育改革は不断に行われてきたことは確かです。平成3年の設置基準の大綱化以前、学部教育は「専門課程」と「教養課程」から構成されていました。大綱化を受けて、新潟大学は平成5年に課程制を撤廃し、平成6年に教養部を改組して、全学出動で教養教育を実施する体制に移行しました。しかし、専門課程については、個別的改革は行われたものの、専門教育全体を「専門課程」概念から新たなものへ組み換えることは行われなかったと言っても言いすぎではないと思います。その結果、この10年余の学部教育は、脆弱化した体制に支えられた縮小版「教養課程」に、やや時代に合わなくなりつつある「専門課程」を接続したものの域を出なかったと言えます。

以上の認識は多くの大学で共有されていると思われる。その観点で、「教養課程」のてこ入れ策が試みられ、比較的大規模な教養教育担当組織を再建する試みも幾つかの大学では行われています。しかし、新潟大学では、従来の「専門教育と教養教育」の2本立ての学部教育に代わる新たな「学士課程教育」を創造する試みを始めました。それは、専門教育や教養教育の

意義を否定するものではありません。ただ、「自立した学習者」を養成することが、教養教育なのか、専門教育なのかといった不毛な議論はもうやめようということかも知れません。その議論がむしろ、教育責任の押し付け合いを招き、自らの教育の実態を直視する眼を曇らせてきたように思われます。大切なことは、「教養」「専門」という殻を脱ぎ捨てて、学部4年間の教育課程の教育成果の実質化を図ることです。自立した創造的学習者を育成できる、計測可能な到達目標を掲げた教育プログラムへの転換を図ることが重要です。その観点で、我々は本学の新学士課程教育を、大学入学生の実情をもう一度真摯に捉えて、彼らをきちんと社会に送り出すための教育プログラムとして再構築だと思っています。

【具体的な施策】

改革の理念は、具体的な制度の変更なしには実現されません。むしろ、制度改革を行う過程で、理念が研ぎすまされてくる、やや曖昧であった部分が、より明確になってくるものかもしれません。その意味で改革は「歩きながら考え、実施する」しか方法は無いと思っています。そうした認識から、新学士課程教育構築の手始めとして、以下の制度改革に着手しました。

1) 科目区分の廃止と分野・水準表示法の導入

まず、専門科目と教養科目の科目区分を廃止しました。先にも述べたように、新制大学発足以降、大学の教育課程は専門教育と一般教育の2つの課程で構成されていました。大綱化により課程制が廃止された以降も、授業科目区分としての専門科目、教養科目の区分は維持されてきました。つまり、ある授業科目が専門教育目的のものか、教養教育目的のものかは科目の属性として定められてきたこととなります。しかし、授業科目の属性としての専門と教養の区別の根拠を考えると、はなはだ曖昧にならざるを得ません。専門科目の内容が学問体系により担保されているとしたら、教養科目の内容は何に対して担保されるべきものかは難しい問題です。その曖昧さが教養科目の内容を墮落させてきた面は否定できません。むしろ、学問体系に裏打ちされた授業にこそ、専門、教養両面の教育効果を期待できるはずで、理学部の学生が聴講すれば「専門」の勉学の一部となる科目が、文学部の学生にとっ

ては幅広い知の形成に役立つというようなことは十分考えられます。専門か教養かの区分は、授業科目そのものの属性ではなく、授業科目の位置づけであるという視点から、専門—教養の科目区分の廃止を決定しました。

しかし、学部学科のカリキュラム上の必要に即した授業科目名が付されている授業科目の位置付けを、学科外から窺い知ることは容易ではありません。そこで、授業科目がどのような学問分野に属するものか、どのようなレベルのものかを示すために「分野コード」と「水準コード」を付すこととしました。教育プログラムの観点で作られた教育組織である学科区分ではなく、学問分野としての区分を分野コードとするために、分野コードとしては科学研究費補助金の学問分野細区分を準用することとしました。

水準コードは5段階とし、大学レベルの授業については「3, 4, 5」の3段階、「2」はいわゆる補正教育レベル、「1」は当該学問分野への導入的、転換教育的な水準を示すコードとしました。

授業科目のコードを手がかりに、学生は自らの修学状況と学習目的に応じて適切な段階の授業を選択履修することが可能になります。一方、授業担当教員は自分が担当する授業科目の学問上の位置づけを明確に受け止め、授業を設計できるはずです。さらに、学科などの教育プログラムを担当する教員は、各教育単位で教育プログラムを構築する際、当該プログラム関係教員が全ての授業を担当する必要はなく、全学で開講されている授業科目を活用することが可能になりました。つまり、教育プログラムを構築する際には、人事的制約にとらわれず、真に達成目標に即した教育プログラムを構築できるはずです。そうすることにより、総合大学の強みが遺憾なく発揮できることとなります。学科には学生がいますが、現在の新潟大学の教員所属組織は学科ではなく教育研究院です。従来は、学科の教員が学科の学生のために授業を行い、教育指導するという形態でしたが、今後は、教育研究院に所属する教員は全学的位置付けを与えられた授業を、原則として全学の学生を対象に行うこととなります。さらに、学科の教育を担当する立場で、学科の目的から導き出せる「到達目標」に沿って、全学で行われている授業を組織して教育プログラムを構築し、教育指導を行う、という教育形態に移行することとなります。

2) 副専攻制度

学生の主体的学習を促すしくみとして、副専攻制度を導入しました。これは、到達目標明示型の教育プログラムをつくり、何らかの分野あるいは課題について集中的に学習する方途を全学の学生向けに提供しようというものです。平成16年度に試行的に6プログラムでスタートし、平成17年度に13プログラムを加え、現在、全19プログラムが副専攻として学生に提示されています。平成18年度にはさらに1つのプログラムが加

わることになり、平成18年度以降は、20の副専攻プログラムが開設されることとなります。

従来の教養教育は広い視野を育成することを目的に、専門外の分野に関わる授業科目を履修することを求めてきました。しかし、学生は広範な分野に渡る授業科目を前に、どのように選んでいくのか、何を到達目標として授業選択を行うのか、殆ど指針を与えられていなかったことも事実です。また、大学側も「教養課程」を用意しながら、そこでの到達目標を十分学生に明示し切れてはいなかったことも事実です。そのような観点で、到達目標を明示した副専攻は、学生に対して、主専攻外の学習について一つの指針を与えることができると考えています。

平成16年度発足以来、学生の関心は高く、初年度、副専攻入門科目には全体の1.5割程度の学生が履修しました。平成17年度卒業生では、当初発足の6テーマについて副専攻認定の申請を受け付けましたが、17人の学生が副専攻認を受けました。

本制度はいまだ様々な困難を抱えています。プログラムにより、副専攻の到達目標の考え方、プログラムの構成への考え方も少しずつ異なります。また、学部規則別表に掲げられている以外の授業科目については、毎年必ず開講される保証はありませんし、また、学部学科の考え方の変化により、別表科目そのものの変更もあり得ます。したがって、学生に対して副専攻プログラムを構成する科目として提示している授業科目を入学時から卒業時まで必ず維持することを保証するにはかなりの困難が伴います。その辺りの困難は副専攻を運営する教員集団（副専攻委員会）の権限で吸収することになってはいますが、副専攻委員会の実効性も必ずしも充分ではありません。今後、こうした課題に対応しながら制度の円滑な運営と充実を図っていくこととなります。

3) 授業開設方法の変更と全学教育機構の設置

授業科目を全学のものとして、分野水準コードを付して開設すること、また、副専攻制度を担うことは従来の学部学科の枠を越えた作業であることから、学士課程教育全体を統括する組織として、全学教育機構を設置しました。それに伴って、授業はどのような組織が担保して開設するかという点について、抜本的な制度改革が行われました。

各教育プログラムが必要とする授業は必ず開講されなければなりません。したがって、先ず、各教育単位が、それぞれの組織の学生教育に必要な授業科目リストを全学教育機構に提出します。全学教育機構ではそうした各学部の要請を調整し、さらに全学的観点で必要と思われる授業を加え、学士課程に関わる授業科目リストを作成します。その上で、各授業科目の担当者の派遣を教育研究院の学系（人文社会・教育科学系、自然科学系、医歯学系）に依頼します。各学系では、授業科目の担当者を決めて教育機構に報告、教育機構

として授業科目開設計画をまとめて全学に公示する、という授業開設手順が定められました。つまり、従来は学部或いは学科が自らの学生のためにいわゆる「専門科目」を開設実施し、全学共通科目が全学的マネジメントの下に開設されていたのですが、今後は、学生が所属している教育組織である学部と、教員が所属している組織である教育研究院の学系、それらの間をつなぐ管理組織である全学教育機構が、連携して授業科目を開設する体制に移行したことになります。したがって、原則としては、新潟大学の全授業科目が全学生に向けて、極めて"公共性の高い位置付けのもの"として開設されることになりました。

全学教育機構の機能は極めて重要です。そこで、全学教育機構には、①全学教育企画部門、②授業科目開設部門、③学務情報部門、④教育支援部門の4部門を置き、部門長をはじめとする併任教員に加え、専任教員が配置され、4部門が協力して、新学士課程教育の内実を創る作業に取り組んでいます。授業の開設が滞ることは許されません。そこで、現在行っていることは、旧制度を円滑に新制度に移行する作業であり、いろいろな理念的・実務的矛盾をはらみながら運営されています。平成18年度中には、現行の学務情報システムから、「新学士課程教育」を支援できる新しい電算処理システムに移行します。それらのことに支えられながら、矛盾を解消して新しい教育体制に移行することが現在の全学教育機構に科せられた仕事です。

【今後の取り組み】

これまでに行った制度改革に加えて、今後、もう一つの抜本改革に着手しなければなりません。それは、現在の学部学科のカリキュラムを到達目標明示型の主専攻プログラムに再編成することです。現行の学部学

科のカリキュラムは古い体制、つまり教員も学生も学科という一つの船の中に所属し、その船の中で"我が子"を教育するという概念で出来上がってきたものです。したがって、学科のカリキュラムに組み込まれた授業を担当するのは原則として学科の教員であり、別の言い方をすると、学科教員の人事的制約がそのカリキュラムに強く反映されてきたことは事実です。しかし、今後、カリキュラムは本学で開設されている全授業科目を活用して構築することが可能です。従来、学科に所属する教員の制約下にあったカリキュラムを一度見直し、学科設置の目的、すなわち、学科に所属する学生の到達目標に即したカリキュラムを再構築しなければならないと考えています。その際、大学が担うべき基礎的学問分野を踏まえ、現在の社会の実態に即した大胆な教育コースの再編成も可能になると思います。その方向へ向けて、具体的にどのような制度改革が可能か、また、必要かを検討することが喫緊の課題です。

もう一つの課題は、学士課程教育と修士課程教育、博士課程教育の接続の改善です。大学院についても、学位の実質化、コースプログラム主導の大学院課程の実質化の課題があります。国立大学の差別化を目的の一つとしていわゆる「大学院重点化」が行われてきたとしたら、その課題に答えることは、或る意味で法人化された国立大学の存立が掛かっていると言っても過言ではなく、我々はその課題に真摯に取り組む体制を構築する必要があります。その際、学士課程教育と修士課程教育、博士課程教育の役割分担を再意識することは重要で、そのことは、学士課程教育は何を行う教育かをより明確にする上でも重要であると考えています。